

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日（火）午前9時08分から午前9時50分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第22号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第23号山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同、礼。ご着席ください。
山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和3年8月期の農業委員会総会を開会いたします。
日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

それでは、なしということで、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は4番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃借権等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第22号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃借権等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃借権の合意解約通知があったので承認を求め。令和3年8月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページと3ページが通知書と合意解約書の写しとなっております。(申請内容について説明)。4ページに地籍図を添付しております。(現地について説明)。解約の目的は、借人が耕作管理できなくなったことによるものとなっております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 農業委員の方、推進委員の方、意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第22号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第23号「山江村農用地利用集積計画(第7次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、議第23号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第23号「山江村農用地利用集積計画(第7次)に対する意見決定について」令和3年山江村農用地利用集積計画(第7次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和3年8月10日提出、山江村農業委員会会長。6ページ、7ページが意見書の写し。8ページが総括表となっております。9ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定1件、使用貸借権の新規設定1件、所有権移転2件の計4件で案件の総面積は7,261㎡でございます。それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の10ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。11ページをご覧ください。(申請内容について説明)。12ページから14ページまでに地籍図・現況写真を、15ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、申請者及び担当農業委員と共に8月3日に行っております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足

説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。8月3日9時30分より、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、そして私の4名で現地調査を行っております。(現地について説明)。現状としましては、現在2反ぐらいは耕してありますが、後の5畝ぐらいは作物を栽培されていますが、前の借り手の方が手入れもしてなくて大変荒れているわけでございます。まだビニールとかもしてあるので早くどうかしてくれということでしたが、まだそれもされていないようでした。借り手の方は、現在作物を多く栽培しておられまして、ここにもまたを作る予定ですので、審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長

私からよろしいですか。(申請地番)は、まだ作物が植えてあるんですかね。

事務局係長

賃借権につきましては、現地では、今年の分は新たに借りられる方が払いますということで、話は聞いております。先ほどからの申請地の三角の形の方なんですけども、現状前に借りられていた方がそこで作物を作られてマルチをそのまま、作物もそのままという状態なんだそうです。元々の所有者の方から直接、お話ししてある状況ですけれども、まだそれから動きがないので、またお盆明けにお話をして、刈って処分して元に戻したうえで次の新しい方に貸してもらおうよという話はされているそうなんですけれども、それでも動きがないようであれば農業委員会の方からも指導をお願いするかもしれないというような話は聞いております。

議長

作物自体は前任者が処分するということですか。

事務局係長

はい。そうです。

議長

しない場合はこちらから指導するということですね。

事務局係長

はい、そうですね。勝手には扱えないということですので。

議長

他に、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について、事務局の説明を求めます。

事務局係長

それでは説明に入ります前に16ページをご覧ください。本案件は農地中間管理事業による集積となっております。借り手は農業公社となりますが実際の受け手候補者につきましてはご覧のとおりとなります。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の17ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人に関して説明)。18ページをご覧ください。(申請内容について説明)。19ページ・20ページに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、担当推進委員と共に8月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。8月3日火曜日、午前9時より担当推進委員、事務局係長、そして私の3名で現地立会い調査をしてきました。借り手の方は仕事の都合で欠席をされました。(申請内容について説明)。20ページの方に現況写真がありますが田植えもされておりました。たばこの方も作られている方なので今後もしっかり管理していかれることと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 別にありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度 農業委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 それでは、次の所有権移転 1 件 1 筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、所有権移転 1 件 1 筆分につきましてご説明いたします。総会資料の 2 1 ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。(申請人に関して説明)。2 2 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。2 3 ページに地籍図を添付しております。(現地について説明)。今年 4 月の総会時に元々の所有者の方から農業公社への売渡について協議し意見決定いただいた農地で、今回 農業公社への登記が完了したことにより、公社から受け手への売渡の申請となっております。売買に係る手続きにつきましては、7 月 8 日に事務局立会いの下、役場庁舎内で行われております。以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります

す。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、採決をいたします。所有権移転1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、所有権移転1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

それでは、次の所有権移転1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、所有権移転1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の24ページをご覧ください。所有権移転に係る申請でございます。(申請人に関して説明)。25ページをご覧ください。(申請内容について説明)。26ページに地籍図を添付しております。(現地について説明)。今年3月の総会時に元々の所有者の方から農業公社への売渡について協議し意見決定いただいた農地で、その時点では4筆だったものを合筆した後に農業公社への登記が完了したことから、今回 公社から受け手への売渡の申請となっております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。所有権移転1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、所有権移転1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 以上4件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第23号につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長 その他について説明。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それでは次に、日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局係長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程9「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会8月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年8月10日(火)午前9時50分終了

議長_____⑩

委員_____⑩

委員_____⑩